

議員提出第1号議案

東京都台東区議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成24年3月21日

提出者 東京都台東区議会議員

鈴木 純	望月 元美
東久仁子	本目 さよ
君塚 裕史	松尾 伸子
寺田 晃	小高 明
阿部 光利	早川 太郎
石川 義弘	高森 喜美子
石塚 猛	水島 道徳
河野 純之佐	小坂 義久
富永 龍司	秋間 洋
鈴木 一郎	和泉 浩司
太田 雅久	青柳 雅之
木下 悦希	小菅 千保子
堀越 秀生	橋詰 高志

寺 井 康 芳

伊 藤 萬太郎

木 村 肇

清 水 恒一郎

田 中 伸 宏

茂 木 孝 孔

東京都台東区議会議長 青 柳 雅 之 殿

(提案理由)

この案は、費用弁償としての日額旅費を廃止するため、提出します。

東京都台東区議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する
条例の一部を改正する条例

東京都台東区議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例
(昭和31年12月台東区条例第19号)の一部を次のように改
正する。

第7条第1項中「招集に応じ、若しくは委員会に出席するため
旅行したとき、又は」を削り、「公務のため」の次に「台東区の区
域外に」を加え、同条第2項を削り、同条第3項中「に定めるも
ののほか、議長等及び議員が公務のため旅行したときに支給する
第1項」を削り、同項ただし書中「但し」を「ただし」に改め、
同項を同条第2項とし、同条第4項を同条第3項とする。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の東京都台東区議会議員の議員報酬及
び費用弁償に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に
出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、
なお従前の例による。